



全国福祉用具専門相談員協会
理事長

岩元 文雄

SVの養成、新たな職務領域の確保へ

が活躍の場を広げ、指定講習会や地域で講師を担うことができるよう、本会はスパーバイザー(以下、SV)の養成に努めたいと考えています。相談員にとっ

指導員)を講師にお招きし、指定講習事業者や都道府県に対して新指定講習制に関する説明会を開催し、この説明会で、SVの講師活用について働きかけを行う予定です。

また、同老健事業では、「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」を開発しました。本ガイドラインは、計画作成にかかるプロセスの標準形を示すもので、厚生労働省は4月14日に各都道府県・市区町村、日本介護支援専門員協会宛に活用を依頼する通知を発送しています。SVが講義・指導を行う際には、本ガイドラインにもとづいて行うことが期待されます。

一方、2015年度施行に向けた制度改正では、「必要知識の修得及び能力の向上に努めなければならぬ」とする、いわゆる資質向上に向けた相談員の努力義務規定が論点となつていま

本会では、初任者の質を確保する観点から、厚生労働省・2013年度老健事業で「福祉用具専門相談員指定講習制度」の見直し作業を行いました。これを受けて厚生労働省は、関係省令、通知を改正し、科目の追加・見直し、時間数の変更

更(10時間増の50時間へ)を行い、評価(テスト)も実施することとしています。注目すべきは、福祉用具サービス計画作成に関する科目など、一部の科目で相

談員も講師を務められるようになったことです。相談員制度創設から14年が経過しては、新たな職務領域の確保につながるものと期待しています。

「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」を開発しました。本ガイドラインは、計画作成にかかるプロセスの標準形を示すもので、厚生労働省は4月14日に各都道府県・市区町村、日本介護支援専門員協会宛に活用を依頼する通知を発送しています。SVが講義・指導を行う際には、本ガイドラインにもとづいて行うことが期待されます。

一方、2015年度施行に向けた制度改正では、「必要知識の修得及び能力の向上に努めなければならぬ」とする、いわゆる資質向上に向けた相談員の努力義務規定が論点となつていま